

信州ものづくりヤングマイスター認定要領

制定 平成28年3月14日

(趣旨)

第1 この要領は、信州ものづくりヤングマイスター（以下「ヤングマイスター」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本認定は、次世代を担う優れた技能・技術を有し、ものづくりの魅力発信に熱意のある若年技能者をヤングマイスターとして認定し、顕彰することにより、若年技能者としての誇りと意欲の高揚を図るとともに、社会的評価を高めて技能尊重気運を醸成し、もって、ものづくりの継承、ものづくり技能・技術の振興を促進することを目的とする。

(活動)

第3 ヤングマイスターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 専門分野の指導・講習、実演等
- (2) その他ものづくり技能・技術の振興等に関する事業

(認定基準)

第4 ヤングマイスターは、次の各号のすべてに該当する者の中から知事が認定するものとする。

- (1) 当該年度の4月1日現在で34歳以下であり、技能五輪全国大会または技能五輪国際大会において入賞（金・銀・銅賞（メダル）・敢闘賞）した者であること。
- (2) ものづくりの魅力発信に熱意を有する者であること。
- (3) 他の若年技能者の模範と認められる者であること。
- (4) 県内に居住または勤務し、第3各号に定める指導・講習、実演等の活動が可能であること。

(認定)

第5 ヤングマイスターの認定を受けようとする者は、「信州ものづくりヤングマイスター認定申請書」を知事に提出するものとする。また、認定を受けようとする者が企業等に勤務しているときは、所属する企業の推薦を受けるものとする。

2 知事は、ヤングマイスターとして認定した者に認定証を交付するものとする。

(認定期間)

第6 ヤングマイスターとしての認定期間については以下のとおりとする。

- (1) ヤングマイスターが35歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。
- (2) ヤングマイスターが認定を辞退する場合は、「信州ものづくりヤングマイスター辞退届」を知事に提出するものとする。

(認定の取り消し)

第8 知事は、ヤングマイスターが適格性を欠いたと認められる場合は、認定を取り消すことができるものとする。

(変更事項の連絡)

第9 提出書類の内容に変更が生じた場合には、速やかに長野県産業人材育成支援センターまで連絡をすることとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。